

合意の文書及び期下社福第167号

示図の(音楽セーブル)の公費負担医療制度 平成31年2月28日

医療機関
調剤薬局

】 各位

下野市長 広瀬 寿雄
(公印省略)

下野市こども医療費助成制度の年齢拡大について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は本市行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市で実施しておりますこども医療費助成制度につきましては、現在、中学3年生修了までのこどもを対象に「現物給付方式」で実施しておりますが、平成31年4月診療分より、対象年齢を18歳年度末まで拡大することになりました。

つきましては、当該制度の実施にあたりまして医療機関等関係者皆様のご協力が不可欠でございますので、下記のとおり制度の趣旨をご理解いただき、円滑な運営に向け、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 下野市こども医療費助成制度の概要

(1) 受給対象者 下野市内在住の18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子

(2) 助成内容 医療保険適用のすべての疾病・けが（入院時食事療養費は除く）

(3) 助成方法 県内医療機関等での受診…現物給付

県外医療機関等での受診…償還払い

(4) 法令による公費負担制度との関係

・国の公費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先します。

・生活保護については、生活保護を優先します。

・公費負担医療により一部負担金がある場合は、その額をこども医療費の対象とします。

◎独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付制度に該当する負傷、疾病については共済制度が優先となりますので、「こども医療費助成制度」の対象となりません。窓口で一部負担金を徴収してください。

《平成31年4月診療分からの改正内容》

下野市こども医療費助成

対象年齢を18歳まで拡大

平成31年4月1日から

下野市こども医療費助成対象者

0歳から18歳までの子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子）

対象年齢	0歳～未就学児まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子）	小学1年生～18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子）
下野市の公費番号	60090164	80091168
受給資格者証の色	ピンク色	ベージュ色
受給者番号	7桁の数字	
助成方法	栃木県内の通院・入院・院外処方 ⇒ 現物給付 栃木県以外の通院・入院・院外処方 ⇒ 償還払い	
対象医療費	医療保険適用の通院・入院・院外処方 (※入院時の食事療養費は除く)	
所得制限	無し	
自己負担	無し	

※ 0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のこどもは、県内医療機関等の窓口でこども医療費受給資格者証と健康保険証の提示があった場合、現物給付として取り扱いをする。

※ 現物給付に係る審査支払業務は、栃木県社会保険診療報酬支払基金及び栃木県国民健康保険団体連合会に委託して行う。



下野市こども医療費助成制度は平成31年4月診療分から 対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大します。

下野市では子育てしやすい環境の充実を図るために、県内の医療機関等にて平成31年4月診療分から現物給付の対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大します。

今回の対象年齢の拡大に伴い、新たに対象となるお子様に対して、「こども医療費受給資格者証」を郵送いたします。(3月下旬発送予定)

●平成31年3月診療分まで

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
未就学児	ピンク	現物給付	償還払い
小学生～中学生	ベージュ		

●平成31年4月診療分から

対象区分	受給資格者証の色	助成方法	
		県内	県外
未就学児	ピンク		
小学生～18歳到達の年度末まで	ベージュ	現物給付	償還払い

▼助成方法▼

県内の医療機関等を受診する場合、「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示することで、医療機関等の窓口での入院・通院・調剤にかかる保険診療分の負担金について、お支払いがなくなります。(現物給付)

県外の医療機関等を受診する場合、医療機関等の窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただき、診療月の翌月から1年内に「こども医療費助成申請書」と保険点数等の記載された領収証原本を市に提出することで、振込による助成となります。(償還払い)

▼主な注意点▼

- ① 「こども医療費受給資格者証」及び「お子様の健康保険証」を提示しない場合、現物給付を受けることができません。保険診療分の負担金を支払った場合は、診療月の翌月から1年内に償還払いの申請をしてください。
- ② 学校等の管理下で発生したケガや疾病については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となり、「こども医療費助成制度」の対象とはなりません。災害共済給付制度をご利用する場合は、医療機関等の窓口に「こども医療費受給資格者証」は提示せず、学校等での災害が原因であることを伝えて、自己負担分をお支払いください。※災害共済給付制度では、保険診療の医療費総額の4割の額が給付されます。また、医療費のほかに、見舞金の給付や万が一の後遺障がいに対する補償がある等、有効な制度ですのでご活用ください。

●お問い合わせ先 下野市社会福祉課 医療費助成グループ ☎0285-32-8902●

